

◎**利子補給制度の大幅拡充・実質金利負担なし（令和2年2月に遡及して実施し、2年間とする。）**

現行の利子補給1.0%については継続し、令和2年2月以降の融資実行分並びに2月以降の既存借入返済については、更に1.1%を上乗せして利子補給を行うことで、実質金利負担なしとする。これまでの利子補給制度に合わせ、事業者により返済を行ったのち、申請に基づき交付を行う。

《融資制度について》

長和町内の中小企業の皆様が、健全な発展と安定した経営を行うために必要な資金を円滑に調達できるように、長和町が長野県信用保証協会と各金融機関の協力を得て、低利な融資をあっせんする制度です。

《ご利用いただける方》

以下の全てに該当する方がご利用いただけます。

- ① 中小企業者（右表）のうち、常時使用する従業員数が20人以下の事業者であること。
- ② 長和町内に1年以上住所を有する法人又は個人で、町内に店舗、工場、事務所などの事業所を有すること。
- ③ 同一事業の営業実績を1年以上有すること。
- ④ 町税等を完納していること。
- ⑤ 長野県信用保証協会の定める対象業種を営んでいること。
- ⑥ 保証協会の代位弁済に対する債務がなく銀行取引停止中でないこと。
- ⑦ 法令に違反せず、著しく公序良俗に反する行為がないこと。

中小企業者の範囲（資本金か従業員数のいずれか一方が該当すれば対象）		
〈業種〉	〈資本金〉	〈従業員数〉
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア・情報処理	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
建設業・その他産業	3億円以下	300人以下

《長和町商工振興資金の概要》

平成31年4月1日現在

資金名	利率（年）	信用保証料	限度額	融資期間	保証人・担保
長和町商工振興資金	長野県の中小企業振興資金に準じた金利 (平成31年4月1日現在 <u>2.1%</u>)	全額長和町負担	運転・設備 併せて 1企業 1,000万円	運転5年以内 設備7年以内 (うち据置6か月以内)	【保証人】原則不要 ただし、法人は代表者 【担保】必要に応じて徴する
				県制度資金・経営健全化支援資金の貸付対象条件に該当する者 運転7年以内 (うち据置12か月以内)	

《取扱金融機関》

八十二銀行丸子支店・上田信用金庫よだくぼ支店・長野県信用組合丸子支店

《お問い合わせ先及び受付・相談窓口》

長和町役場 産業振興課（長和町古町4247-1 TEL0268-68-3111）

長和町商工会（長和町古町2424-18 TEL0268-68-2651）